

民間社会福祉施設整備の手引き

令和7年4月

神戸市

目 次

I	施設整備の流れ	1
II	社会福祉施設の整備	
第1章	社会福祉法人	2
1.	社会福祉法人の設立ならびに運営の基本的事項	
(1)	社会福祉事業の意義	
(2)	社会福祉法人の意義	
(3)	社会福祉法人の設立	
(4)	社会福祉法人の運営	
2.	社会福祉法人の役員等	
(1)	評議員	
(2)	役員及び会計監査人	
(3)	資産	
(4)	名称	
第2章	社会福祉施設の整備	8
1.	社会福祉施設整備の基本的事項	
(1)	各種計画との整合	
(2)	法人主体の事業計画の策定	
2.	社会福祉施設整備の手続き	
(1)	法人における事前準備	
(2)	市との事前協議	
(3)	審査会における審査	
第3章	施工に向けて	11
1.	入札の手続	
(1)	手続の遵守	
(2)	入札の手順	
(3)	入札の実施	
2.	施工	
(1)	工事の着手	
(2)	検査等の実施	
附 則		18
様 式 等		19

本手引書は、社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立及び国または地方公共団体による補助金等を受けて、各種社会福祉施設（以下「施設」という。）の創設または増改築等を行う際に遵守すべき事項や留意点の概要をまとめたものです。

各法人におかれましては、本手引書の主旨をご理解いただき、適正な対応をお願いします。

I 社会福祉施設整備の流れ（例）

□は法人の事務、■は市の事務

区 分		施設整備事務	法人設立事務
整備 の 前 年 度	毎年 6月以前	☐ 施設整備計画の立案 ☐ 関係機関との調整 ☐ 地元への説明	☐ 法人設立準備 ☐ 設立者の選定 ☐ 設立準備会の発足 ・法人、施設の名称 ・設立代表者等役員構成 ・施設整備計画 ・運営計画、資金計画等
	6～7月	☐ 市の施設整備所管課との事前協議 ☐ 独立行政法人福祉医療機構への事前相談	☐ 設立準備会の開催 ☐ 設立趣意書の作成 ☐ 定款・諸規程の作成
	8～11月	☐ 事前協議書の提出	
	12月	■民間社会福祉施設等整備審査会	
	1～3月	■国庫補助協議 ☐ 独立行政法人福祉医療機構への借入申請	■社会福祉法人審査会
整備 年 度	5～6月	■国庫補助内示	☐ 法人設立認可申請の事前協議
	7～8月	☐ 入札参加資格の提出（入札手続の開始）	☐ 法人認可申請 ■法人認可 ☐ 設立登記：法人成立（認可後2週間以内） ☐ 評議員会の開催（役員選任等） ☐ 理事会の開催（理事長選任等） ☐ 財産の移転（認可後1週間以内）
	9～10月	☐ 入札 ☐ 入札・工事請負契約の締結 ☐ 工事着工 ■着工後工事検査（必要に応じて）	
	11月	☐ 補助金交付申請	
	2月	■補助金交付決定	
	3月	■立入（中間）工事検査（必要に応じて）	☐ 事業計画・予算編成
開設 年 度	4月以降	☐ 施設設置認可・指定申請 ☐ 工事実績報告 ■完了（竣工）検査 ■補助金確定 ■施設設置認可・指定 ☐ 施設開設 ☐ 所有権保存登記	☐ 定款変更届（建物基本財産編入）

Ⅱ 社会福祉施設の整備

第1章 社会福祉法人

1. 社会福祉法人の設立ならびに運営の基本的事項

(1) 社会福祉事業の意義

社会福祉事業とは、社会福祉法（以下「法」という。）第2条第2項（第1種社会福祉事業）及び第3項（第2種社会福祉事業）に掲げられた事業をいい、福祉サービスを必要とする人に、その環境、年齢及び心身の状況に応じた必要なサービスを総合的に提供する、極めて公益性の高い非営利事業です。

このことから法は、法人の設立、運営及び監督等について厳格な規定を設けるとともに、運営にあたっては、国及び地方公共団体による補助に関する規定を設け、適正で安定した法人運営の確保を図ることとしています。

(2) 社会福祉法人の意義

社会福祉法人とは、上記の社会福祉事業（以下「事業」という。）を行うことを目的として、法第32条の規定により「所轄庁」の認可を得、登記を行うことにより成立する特別法人です。

なお、法人の設立認可を行う所轄庁とは、当該法人が神戸市内に主たる事務所において兵庫県内のみで事業を行う場合は「神戸市長」、複数の地方厚生局の管轄区域において事業を行うもので、社会福祉法施行規則で定める場合は「厚生労働大臣」、その他は「兵庫県知事」、となります。

(3) 社会福祉法人の設立

神戸市においては、当該施設整備の必要性、計画の適合性を事前に審査するために「民間社会福祉施設等整備審査会」等を、法人の認可要件を事前に審査するために「社会福祉法人審査会」を設置しており、国との補助協議、施設整備の申請及び法人設立認可の申請を行うためには、これらの審査会の審議を経なければなりません。

なお、施設を運営する法人を設立する場合には、その建設に係る補助金及び施設の認可等を受ける必要がありますので、事前に市の施設整備所管課と十分協議してください。

(4) 社会福祉法人の運営

法人は、設立者や個人とは人格を異にする独立した存在として運営されなければなりません。

このため、平成29年4月に施行された社会福祉法に基づき、法人は、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）等を選任し、議決機関としての「評議員会」及び、業務執行に関する意思決定機関としての「理事会」を設置して、適正な運営に務めるものとされました。

2. 社会福祉法人の役員等

(1) 評議員

法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として、法人には評議員会を置かなければなりません。

(ア) 評議員会は、定款で定める議決事項について決議を行う。

(イ) 評議員の定数は、定款で定めた理事の員数を超える数（経過措置に該当する場合は4名以上）とし、役員（理事及び監事）及び職員を兼ねることはできない。

(ウ) 評議員は、法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款で定める方法で選任されるが、理事会で選任することは許されない。

(エ) 以下に掲げる者は、評議員になることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

- (わ) 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と社会福祉法施行規則で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

- 社会福祉法施行規則で定める特殊の関係がある者
- 一 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 二 当該評議員の使用人
 - 三 当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
 - 四 前二号に掲げる者の配偶者
 - 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
 - 六 当該評議員が役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該法人の評議員の合計数の当該法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）
 - 七 他の法人の役員又は職員（当該他の法人の評議員となつている当該法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
 - 八 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該法人の評議員の総数の当該法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）
 - イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
 - ニ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
 - ホ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 - ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- (か) 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員

と社会福祉法施行規則で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

社会福祉法施行規則で定める特殊の関係がある者

- 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該役員の使用人
- 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該役員が役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該法人の評議員の総数の当該法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）
- 七 他の法人の役員又は職員（当該他の法人の評議員となつている当該法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

（２）役員及び会計監査人

法人には、役員として、理事及び監事を置かなければなりません。また、収益や負債が一定額以上の法人には会計監査人の設置が義務付けられています。

① 理事

理事は、法人内部の事務を処理するとともに、理事長は外部に向かって法人を代表する機関となります。

(ア) 理事のうちには、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者及び当該法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者が含まれねばならない。

また、理事会において、法人の代表者として、理事の中から理事長を選出しなければならない。

(イ) 理事の定数は６名以上とする。

(ウ) 理事の選任は評議員会で行う。

(エ) 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と社会福祉法施行規則で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と社会福祉法施行規則で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

社会福祉法施行規則で定める特殊の関係がある者

- 一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該理事の使用人
- 三 当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該理事が役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、

その代表者又は管理人。以下この号において同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該法人の理事の総数の当該法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。)

七 第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(当該団体の職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。))である当該法人の理事の総数の当該法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。)

② 監事

監事は、法人の監査機関として公正中立の立場で、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査し、監査報告を作成するとともに、理事会への出席義務があり、不正を発見したときは、理事会及び評議員会に報告し、理事によって当該法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、理事の行為を差し止めるなどの職務を担う機関です。

(ア) 監事の定数は、2名以上とする。

(イ) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員またはこれらに類する他の職務を兼任することはできない。

(ロ) 監事の選任は評議員会で行うが、監事の選任議案の提出に当たり、現監事の同意が必要。

(ハ) 監事のうちには、社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まなければならない。

(ニ) 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と社会福祉法施行規則で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

社会福祉法施行規則で定める特殊の関係がある者

一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該役員の使用人

三 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六 当該理事が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該法人の監事の総数の当該法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。)

七 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該法人の監事の合計数の当該法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。)

八 他の法人の理事又は職員(当該他の法人の評議員となつている当該法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)

九 第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(当該団体の職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。))である当該法人の監事の総数の当該法人の監事の総数のうちに占める割

合が、三分の一を超える場合に限る。)

③ 会計監査人

会計監査人は、一定額以上の収益又は負債を有する法人に設置が義務付けられており、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告を作成します。

(ア) 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

(イ) 会計監査人は、公認会計士法の規定により計算書類について監査をすることができるものでなければならない。

(ウ) 会計監査人の選任は評議員会で決議する。

(3) 資産

法人は、事業を行うために必要な資産を備えなければなりません。

資産は、基本財産、公益事業財産（公益事業を行う場合に限り）、収益事業財産（収益事業を行う場合に限り）、その他財産に区分されます。

① 資産の所有

(ア) 法人は、事業遂行上で必要なすべての物件について所有権を有しているか、または、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていなければならない。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を運営する法人の場合は土地）に限り、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることも可能であるが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定するとともに、これを登記しなければならない。

(イ) 次の場合には、資産の所有等について特例が認められる場合がある。

- ① 特別養護老人ホームを設置する場合
- ② 地域活動支援センターを設置する場合
- ③ 既設法人が福祉ホームを設置する場合
- ④ 既設法人が通所施設を設置する場合
- ⑤ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合
- ⑦ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合
- ⑧ 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

(ウ) 法人を設立する場合にあつては、必要な資産としてその他財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならない。なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあつては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましい。

(4) 名称

法人及び施設の名称は、個人名や屋号等の特定のものから引用することは認められません。

また、既存の名称と混同を招くような名称についても好ましくないので、事前に関係者と十分に協議してください。

第2章 社会福祉施設の整備

1. 社会福祉施設整備の基本的事項

施設の整備にあたっては、社会福祉法や関係法令の理念を踏まえ、社会福祉事業について十分理解した上で、事業を計画することが重要です。

(1) 各種計画との整合

神戸市では、各種計画を定めて、計画的に福祉サービスの提供を行っております。従って、新たに社会福祉施設を整備しようとする場合や、既存施設の増改築等によってサービスの供給量を増やそうとする場合には、これらの計画に適合していることが絶対条件となります。

(2) 法人主体の事業計画の策定

施設の整備にあたっては、事業計画の段階から、施設の整備計画の策定はもとより、関係機関との調整や地元（地域住民）への説明等を第三者に委ねることなく、法人自らの責任と権限において実施しなければなりません。また、施設の整備にあたっては、用地の確保、施設整備費や運営資金等の調達及び人材の確保について、事前に十分な準備をしておく必要があります。

中でも、施設整備費や運営資金等については、請負業者等にキックバックを求めることは、絶対に許されない行為であることは言うまでもありません。

2. 社会福祉施設整備の手続き

(1) 法人における事前準備

施設の整備にあたっては、用地の確保や施設整備費等の調達及び人材の確保について、事前に十分な準備をしておく必要があります。

① 建設用地の確保

用地は、土地の利用に関する法的規制や地域住民等の理解など、施設整備にあたって何らの制約もない十分な広さの用地が確保されていることが条件となります。

(ア) 用地には、他者の抵当権（独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）を除く）等の権利の設定など、所有権に対する制限があってはならない。

(イ) 用地には、土地の利用に関する法的規制がないこと。規制がある場合には、その許可等の解除が確実でなければならない。

(ウ) 整備についての地域住民の理解が得られていなければならない。

(エ) 利用者、家族、地域住民等にとって利便性が確保されているとともに、安全な場所でないといけない。

② 施設整備費等の確保

法人が施設を整備しようとする場合は、用地取得費や設計費の他に、建設費や初度設備費（以下「施設整備費」という。）に係る自己資金ならびに運営資金を準備しなければなりません。また、法人を設立して施設整備を行う場合は、贈与契約書に従って、法人設立後1週間以内にすべての寄附が履行されていなければなりません。

(ア) 法人が施設を整備しようとする場合、用地取得費等も含め、施設整備に係る自己資金が十分に確保されていなければならない。また、用地取得費及び施設整備費から、国または地方公共団体からの補助金等を差し引いた額（差額）に、原則として、以下の割合を乗じた額以上の自己資金を準備しなければならない。

【差 額】	【比 率】
1,000万円未満	10%
1,000万円以上	15%
25,000万円以上	20%

- (イ) 補助金等と自己資金をもってしても不足する施設整備費については、福祉医療機構等からの借入れによることができる。その場合には、償還財源が十分に確保されていなければならない。「資金収支計画書」において、償還金の支払いをおこなった後、「事業活動支出」の3か月分程度の財源を確保しておくこと)

なお、償還財源等に寄附（その他の寄附を含む。）を予定している場合には、寄附の確実性を図るため、贈与契約書に寄附予定者及び贈与継承者の印鑑登録証明書、所得証明書、財産目録及び定期性預金の残高証明書等を添付しなければならない。

- (ウ) 法人は、自己資金や借入償還金等として寄附された資金等を、後に寄附者または第三者に返還または譲渡若しくは貸与してはならない。なお、入札により、当初予定していた施設整備費等が減少した場合にあっても同様とする。
- (エ) 法人及びその役員は、施設整備に係る請負業者等からの寄附金等（共同募金会に対して行う寄付を除く）を受領する行為及び実質的に寄附金等を受領したとみなされる行為をしてはならない。

③ 人材の確保

法人の役員等や従事する職員等には、社会福祉の理念を十分に理解した者を配置しなければなりません。

- (ア) 法人の役員等については、第1章に定めるところによる。
- (イ) 従事する職員等については、その職務を行うについて必要な資格または免許を取得していなければならない。
- (ウ) また、資格を要件としない職種についても、中核となる者については経験者を配置しなければならない。

(2) 市との事前協議

施設整備計画の立案や策定にあたっては、事前に市の施設整備所管課と十分協議しておく必要があります。なお、協議にあたっては、第三者に委ねることなく、法人自らの責任と権限において実施しなければなりません。

【協議の審査基準】(例)

区 分	審 査 項 目	提 出 書 類 ・ 確 認 方 法 等
目的・運営方針	① 事業実施目的	設立趣意書、理事長からの報告書 (必要に応じて理事長からの聴取を実施)
	② 施設運営方針	
	③ 職員採用計画に対する考え方	
計画との整合	① 各種計画との整合性 ② 利用見込み	整備年度、整備数、需要見込み等

施設用地の状況 ・ 土地の法的規制	① 所有権、抵当権等の状況	不動産登記簿謄本 (他の権利設定のあるものは不可)
	② 取得の確実性	贈与契約書、売買契約書、賃貸借契約書 公有地無償貸与確約書
	③ 用地の法的規制の有無	関係機関との調整状況報告書
	④ 造成工事、分担金等の状況	許可書、関係機関との調整状況報告書
資金計画	① 概算工事費	内訳書、算出根拠説明書
	② 寄附の確実性	贈与契約書、定期性預金の残高証明書
	③ 償還財源の確実性	財産目録、所得証明書、借入証明書 (必要に応じて金融機関への照会を実施)
整備基準	① 施設整備基準との整合性	設計図書
	② 補助金の考え方	算出根拠説明書
役員	① 役員等の構成、資格・要件 ② 従事する職員の資格	履歴書、免許状 (欠格事項、特殊関係の確認を実施)
関係機関との 調整状況	① 地域住民等との調整	説明会の開催状況報告書・議事録
	② 市の機関、消防署等との調整	指導内容・対応状況報告書
その他(既存法人)	① 法人運営・施設運営の状況	監査指導結果及び改善状況

※ 必要に応じて例示書類以外のものを提出していただくことがあります。

(3) 審査会における審査

第1章で述べたとおり、神戸市においては、当該施設整備の必要性、計画の適合性を事前に審査するための「民間社会福祉施設等整備審査会」と、法人の認可要件を事前に審査するための「社会福祉法人審査会」を設置しており、施設整備の申請及び法人設立認可の申請を行うためには、これらの審査会の審議を経なければなりません。

(ア) 審査会において、「適当」と判断された場合以外には、補助や法人認可を行わない。

(イ) 審査会が必要と認める場合には、理事長に出席を求めて意見を聴取することがある。

第3章 施工に向けて

1. 入札の手続

(1) 手続の遵守

社会福祉施設の整備事業は、国及び地方公共団体からの多額の補助により実施されることから執行の適正化が求められます。このことから、請負工事等の入札及び契約にあたっては、市の公共工事における手続に準拠した取り扱いとするほか、法人においても、施設整備の透明性を確保するため、情報の開示等に努めなければなりません。

① 計画段階での情報の開示

市においては、補助を行う施設整備について、事業主体や整備施設の概要（事業主体の名称、施設名称、施設種別、施設規模、工事区分等）を公表する。

② 適正な設計図書、設計内訳書及び積算資料の作成

(ア) 設計内訳書は、刊行物単価や複数の業者からの見積りを徴するなど、根拠のある単価を用いて、適切な方法で作成するとともに、原則として、公告開始日の1か月前までに市に提出して、内容等について審査を受けなければならない。

(※「補助事業検査等補助業務」実施要領の中では、「遅くとも入札時の約1ヶ月前に提出」となっていますが、設計審査に約1ヶ月かかることを考慮し、この手引きでは「原則として、公告開始日の1ヶ月前」としています。)

(イ) 審査の結果、内容が不適切な場合は改善を指導し、改善後の資料の提出を求める。

(ロ) 改善の指導を受け、改善資料の提出を求めたにもかかわらず、不適切なままに入札または契約が行われた場合には、補助金の交付決定は行わず、事業者としての選考を取り消すことがある。

③ 理事会の議決

(ア) 入札及び契約の方法、入札参加資格、業者の選定、契約締結等の主要な事項については、予め理事会に諮り承認を得なければならない。

(イ) 法人の役員等又はその配偶者若しくは三親等以内の親族その他各役員等と社会福祉法施行規則で定める特殊の関係がある者が業者の役員に就いている等、特別の利害関係を有する場合は、当該役員は、業者の選定及び決定ならびに予定価格の決定の議事に参加してはならない。

④ 競争入札

(ア) 施設の創設または増改築に係る入札については、「一般競争入札」を採用しなければならない。ただし、工事の規模が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続特例を定める政令」の適用基準額未満の場合にあって、技術的に施工可能で、競争性が十分に確保できる工事については、「公募型指名競争入札」とすることができる。

(イ) 工事の規模が2千万円未満のもので、緊急性、専門性、技術的難易度等、当該工事に適した特殊性を勘案し、競争性が十分に確保される範囲において、指名競争入札とすることができる。なお、指名基準は、「神戸市工事請負指名基準要綱」の規定に準ずる。

(ロ) 公募型指名競争入札及び指名競争入札の業者数は工事1件について、原則下記に掲げる工事費の区分に応じたものでなければならない。下記区分に応じたものでない場合は、参加業者が増える様に入札参加資格を修正した上で、再度の募集を行うこと。

【工事の規模】	【業者数】
1, 0 0 0 万円未満	3 社以上
1 0, 0 0 0 万円未満	4 社以上
1 0, 0 0 0 万円以上	5 社以上

(エ) 業者が法人と特別の利害関係を有する場合は、入札に参加させてはならない。

⑤ 随意契約

合理的な理由から競争入札によることが適当でないと認められる場合においては、随意契約によることができる。

随意契約によることができる合理的な理由は、次に掲げる場合とする。

(ア) 売買、賃貸借、請負その他の契約で、その予定価格が以下の表の区分に該当する場合。

契約の種類	予定価格
工事または製造の請負	4 0 0 万円以下
食料品・物品等の買入れ	3 0 0 万円以下
物件の借入れ	1 5 0 万円以下
財産の売払い	1 0 0 万円以下
前各号に定めるもの以外	2 0 0 万円以下

(イ) 契約の性質または目的が競争入札に適さない場合。

(ロ) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合。

(ハ) 競争入札に付することが不利と認められる場合。

(ニ) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合。

(ホ) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合。

(ヘ) 落札者が契約を締結しない場合。

なお、(ホ)の規定により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札時に定めた予定価格その他の条件を変更してはならない。

また、(ヘ)の規定により随意契約を行う場合は、落札金額の制限内で契約するものとし、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札時に定めた条件を変更してはならない

(2) 入札の手順

先にも述べたとおり、社会福祉施設の整備事業は、国及び地方公共団体による手厚い補助制度や税制面での優遇措置が講じられていることから、その執行にあたっては厳格なまでの適正な対応が求められます。

社会福祉事業に対する市民の信頼を損なうことがないようにしなければなりません。

① 入札事務の流れ

	【理事会の議決】	【市への協議・報告等】
① 入札及び契約の方法、入札参加資格等の決定	○	事前協議
↓		
② 入札参加業者の募集・公告	—	—
↓		
③ 入札参加業者の審査・決定	○	届出
↓		
④ 入札参加業者に対する説明	—	—
↓		
⑤ 予定価格の決定	○	事後報告
↓		
⑥ 入札の実施	—	立会
↓		
⑦ 入札結果の公表及び報告	—（報告）	報告
↓		
⑧ 工事請負契約の締結	○	報告

② 入札及び契約の方法、入札参加資格等の決定

(ア) 入札及び契約の方法、入札参加資格、公告事項、公告の方法並びに工事概要等の説明事項については、事前に市の施設整備所管課と十分に協議を行った上で、下記の「入札参加資格の設定基準」、「公告事項等」または「説明事項」に従い、理事会の議決をもって決定しなければならない。

(イ) 上記(ア)を決定した場合は、理事会の議事録を市に届け出なければならない。（様式1）

【入札参加資格の設定基準】

1. 入札参加資格として設定しなければならない要件

① 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要件。

※ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を排除しなければならない。

② 建設業法による許可の要件。（下請金額の総額が4,000万円(建築の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可の要件)

※ この場合においては、入札参加募集の公告の日から入札を実施する日までの間において、建設業法による営業停止の行政処分を受けていないことも要件としなければならない。

③ 建設業法第27条の2第3第1項に定める要件。

※ 経営に関する客観的事項について、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査を受けていなければならない。

④ 特殊関係者に関する要件。

※ 法人の役員等又はその配偶者若しくは三親等以内の親族その他各役員等と社会福祉法施行規則で定める特殊の関係がある者が業者の役員に就いている等、特別の利害関係を有する者を排除しなければならない。

⑤ 設計・施工分離の原則に関する要件。

※ 設計業者と資本及び人事面で関係のある工事請負業者を排除しなければならない。

⑥ 法人に対して、工事請負契約における収入状況、下請業者の工事实績や請負金額等に関する資料を提出すべき要件。

⑦ 過去に、社会福祉施設等の建設に伴う不正行為またはこれに類する行為等に関与していないことの要件。

⑧ 神戸市の指名停止の行政処分を受けていないことの要件。

2. 入札参加資格として設定することが望ましい要件

① 「神戸市工事請負競争入札参加資格」を有し、神戸市内に本社を設置している、又は本社・支社・営業所等を設置していることの要件（一般競争入札の場合を除く）。

② 過去の工事实績や従業員数、資本の額、その他経営規模及び状況に関する要件。

③ 社会福祉施設の整備に係る工事についての経験及び工事を完工できる能力の有無に関する要件。

（例）・ 過去〇〇年以内において、同種・同規模のバリアフリーに配慮した建築工事を受注し、完全に履行した経歴を有すること。

・ 建築一式工事に係る経営事項審査の結果が総合評価点〇〇点以上の者。等

④ 神戸市工事請負競争入札参加資格における等級格付に関する要件

※要件とする場合は、申請受付期間の終了日において有効な市で設定したものでなければならない。（等級表及び発注標準金額については、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<http://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）の「ページ目次」→「入札参加資格（業者発注・変更届）」→「神戸市競争入札参加資格者名簿」→「等級格付について」を参照）

③ 入札参加業者の募集・公告

（ア） 入札の実施（指名競争入札を除く）にあたっては、公告事項を定めて入札に参加する業者を募集するための公告を法人の定款で定めたとおりに行わなければならない。

【公告事項等】

1. 公告事項

- ① 入札に付する事項（工事名等）及び募集方法。
- ② 入札に参加する者に必要な資格及び要件。
- ③ 入札条件を提示する場所及び期間。
- ④ 公告事務を担当する者の名称及び所在地。
- ⑤ 入札参加の手続きに関する事項。
- ⑥ 入札及び開札の場所、日時及び方法。
- ⑦ 入札保証金に関する事項。
- ⑧ その他必要な事項。

2. 公告方法

法人の定款に基づき、新聞紙面等で公告するとともに、法人の事務所の玄関前に掲示等しなければならない。

※ 市においても公告事項を公表します。

3. 公告期間

- ① 入札日の前日から起算して、少なくとも一般競争入札の場合は40日、公募型指名競争入札の場合は21日前までに掲示その他の方法により行わなければならない。
- ② 公告期間（公示日から入札参加申込書の提出期限まで）は、概ね10日間程度とする。
- ③ 見積期間は建設業法施行令第6条に規定する期間を必要とする。

④ 入札参加業者の審査・決定・通知

- (ア) 入札参加業者の決定は、資格審査を行った上で、理事会の議決をもって決定しなければならない。なお、この議決にあたっては、法人の理事又はその配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と社会福祉法施行規則で定める特殊の関係がある者が業者の役員に就いている場合、当該理事は議事に参加してはならない。
- (イ) 入札参加業者を決定した場合は、理事会の議事録を添えて市に届け出なければならない。（様式5）
- (ウ) 入札参加業者への決定通知の実施は、市への届出を経た後でなければならない。
- (エ) 入札参加資格に適合した者は、すべて入札参加業者として決定しなければならない。

⑤ 入札参加業者に対する説明

- (ア) 入札参加業者への説明については、法人自らの責任と権限において、談合等の不正防止と設計施工の分離を徹底する観点から、一堂に会する説明会によらず、個々に設計図書等（設計事務所名等の記載のないもの）を交付または貸与して工事概要を説明しなければならない。
- (イ) 説明に使用する設計図書等の内容は、市の公共工事に準じたものでなければならない。
- (ウ) 入札参加業者からの質疑応答は書面にて行うとともに、それに対する回答は、すべての入札参加業者に周知しなければならない。

【説明事項】

- ① 工事の概要（名称、場所、概要、工期等）
- ② 設計図書
- ③ 入札に関する条件（談合行為が判明した場合の違約金や損害賠償の規定を含む）
- ④ 契約の内容（神戸市契約規則ならびに神戸市工事請負契約約款の準用規定を含む）
- ⑤ その他必要な事項
 - (ア) 補助事業の意義
 - (イ) 請負業者等からの寄附金等の受領禁止
 - (ウ) 工事請負契約における収入状況、下請業者の工事实績や請負金額等に関する資料を提出すべき要件 等

⑥ 予定価格の決定

- (ア) 予定価格の決定は、理事会の議決をもって決定しなければならない。なお、この議決にあたっては、法人の理事又はその配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と社会福祉法施行規則で定める特殊の関係がある者等、特別の利害関係を有する場合は、当該理事は議事に参加してはならない。
- (イ) 予定価格は、法人において、外部に漏れないよう厳重に保管しなければならない。また、理事会に参加した役員等、予定価格の内容を知り得たすべての者は、その内容を外部に漏らしてはならない。

(3) 入札の実施

入札の実施にあたっては、市民の信頼を損なうことがないようにしなければなりません。
また、用地が取得できていない場合は、入札を実施することはできません。

① 入札の実施

- (ア) 入札に際しては、下記に示す A もしくは B のいずれかを立ち合わせなければならない。
 - A 監事及び評議員
 - B 複数の理事(理事長を除く)及び評議員
- (イ) 入札に際しては、市職員を立ち合わせなければならない。
- (ウ) 入札場所は、神戸市内の区民センター等の公共の場所で行わなければならない。また、入札を実施するための十分なスペースを確保しなければならない。
- (エ) 談合等の不正行為に関する情報があった場合は、入札を中止するとともに、すみやかに市に報告し、その指示に従わなければならない。
- (オ) 入札当日までの辞退により、入札参加資格に適合する業者の数が、「(1)～④競争入札」に規定する業者数に達しない場合は、原則再度の募集を行うこととする。

② 入札結果の報告及び公表

- (ア) 入札が終了したときは、直ちに入札参加者及び立会人の同席のもとに開札を行い、開札結果を公表しなければならない。
- (イ) 開札後は、すみやかに入札が適切に行われた旨の立会人全員の自筆署名による開札結果報告書（様式 6・7）を作成して、市に提出しなければならない。
- (ウ) 開札結果報告書の提出にあたっては、落札業者の役員名簿及び予定価格を決定した理事会の議事録を添付しなければならない。
- (エ) 法人は、入札結果（入札参加者名、落札業者、落札金額）を、法人の事務所において公

表しなければならない。※ 市においても公表します。

③ 落札者の決定

- (ア) 落札者の決定は、予定価格の範囲内の最低の価格をもって入札した者でなければならない。
- (イ) 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、くじ引きにより決定しなければならない。
- (ウ) 予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、すみやかに再度の入札を行わなければならない。
- (エ) 再入札を行っても落札者がいない場合は、設計の変更や入札参加者の再募集を行った上で改めて入札を行う、若しくは最低入札価格の者を交渉相手として、法人の予定価格の範囲内で随意契約を行うことができる。

④ 工事請負契約の締結

- (ア) 工事請負契約の締結は、理事会の議決を得なければならない。
- (イ) 工事請負契約の締結にあたっては、工事の適正な履行を確保するため、「履行保証保険契約」を締結するか、またはその他工事の履行を確保するための保証を工事請負業者に求めなければならない。ただし、工事の確実な履行が見込まれる場合その他その必要がないと認めた場合はこの限りでない。
- (ウ) 工事請負業者に「一括下請」は承諾しない旨を通知しなければならない。
- (エ) 工事請負業者に役員名簿及び下請業者名簿等を提出させなければならない。
- (オ) 「工事請負業者報告書」(様式8)の提出にあたっては、理事会の議事録を添付しなければならない。

2. 施工

(1) 工事の着手

施工にあたっては、市に届け出なければ工事に着手することができません。

① 工事着手届等の提出

- (ア) 建設工事の着手にあたっては、「補助事業着工届」(様式9)を市に提出しなければならない。

(2) 検査等の実施

① 検査の実施等

- (ア) 着工後は、市が実施する「完了(竣工)検査」を受けなければならない。また、必要に応じて「着工直後の実地検査」「立入(中間)検査」を受けなければならない。
- (イ) 検査によって改善を指摘された場合は、すみやかに改善を行い、その結果を市に報告しなければならない。
- (ウ) 法人は、工事の適正な実施を確保するため、工事監理者に適切な工事監理を実施するように指導するとともに、工事内容に応じた適正な設計変更の実施及び全工程における工事関係書類(特に工事写真)を整備するとともに保管しなければならない。
- (エ) 法人は、工事請負業者に建設業法第24条の7第1項に規定する「工事施工体制台帳(施工体系図を含む)」の写しを提出させ、これを保管するとともに、当該工事現場の体制が施工体制台帳の記載に合致しているかの点検その他必要な措置を講じなければならない。

② 支払い工事代金の確認

- (ア) 法人は工事請負業者に対し、工事契約に従って口座振込により代金を支払わなければならない。

らない。

- (イ) 法人は、補助金の支払状況を明確にするため、金融機関の口座振込書控え、法人の預金通帳、領収書等を整備するとともに保管しなければならない。
- (ウ) 法人は、元請業者の工事代金の受入状況を明確にするため、元請業者に収入状況に関する資料（工事請負金額と代金の収入状況がわかるもの）を提出させ、保管しなければならない。
- (エ) 工事完成届（様式 10）には、元請業者との「工事代金に関する確認書」（様式 11）を添付しなければならない。

※ 補助金の元請業者への支払、元請業者の受入状況等が不明瞭な場合は、既に交付した補助金の返還を求める場合があります。

附 則

1. 発効

この手引書は、平成 13 年 11 月 1 日から適用する。

なお、この手引書の発効により、平成 10 年 7 月 3 日付「民間社会福祉施設整備における契約手続きについて（神戸市保健福祉局長）」は失効するものとする。

2. 読み替え

新たに社会福祉法人を設立して施設整備をしようとする場合、本文中「理事会」は「設立準備委員会」、「理事長」は「設立代表者」、「監事・理事・評議員」は「監事予定者・理事予定者・評議員予定者」と読み替えることとする。

附 則

この手引書は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この手引書は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

《参考》

年 月 日

公 告（例）

社会福祉法人 ○ ○ ○ ○

理事長 ○ ○ ○ ○

下記の入札に付する事項の公告及び工事名に掲げる工事の入札等については、関係法令及び神戸市の公共工事における手続きに準拠した取り扱いとするほか、この公告事項によるものとします。

1. 入札に付する事項

入札方法	一般競争入札または公募型指名競争入札
設置主体（発注者）	社会福祉法人○○○○会
公告日	年 月 日、新聞誌上及び法人事務所において公告
工事名	特別養護老人ホーム（仮称）○○○○建設工事
工事場所	神戸市○○区○○町○○丁目○○番
完成期限	年 月 日
工事概要	構造 鉄筋コンクリート造 ○階建（一部鉄骨造） ほか附属施設○棟 規模 建築面積 m ² （附属施設を含む） 延床面積 m ² （附属施設を含む）
前金払の有無	無・有 【当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。】

2. 入札に参加する者に必要な資格

形態	単独企業または共同企業体
等級	建築一般○等級 ※要件とする場合は、申請受付期間の終了日において有効な市で設定したもの。
建設業の許可	○○工事業に係る○○建設業の許可（下請契約の合計金額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は特定建設業の許可を要す）
神戸市入札参加資格	入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日及び落札決定の日において有効な神戸市工事請負競争入札参加資格を有すること。
経営事項審査の結果	○○○○点 ※ 要件とする場合は、審査基準日から1年7月を経過していないもの。
施工実績	過去に元請として、○○工事の施工実績があること。 ただし、補修工事及び現在工事中の工事に係るものを除く。 また、共同企業体の構成員として施工したものは、出資比率が100分の20以上であるものに限り実績に含める。
その他	(1) 地方自治体施行令167条の4第1項に定める要件に該当しない者。 (2) 法人の役員等又はその配偶者若しくは三親等以内の親族、その他各役員等と社会福祉法施行規則で定める特殊関係者が役員に就いている等、特別の利害関係を有しないこと。 (3) 過去に、社会福祉施設等の建設に伴う不正行為またはこれに類する行為等に関与していないこと。

3. 入札参加資格の審査の申請方法

受付期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
提出書類	(1) 入札参加資格審査申請書（様式2号） (2) 経営事項審査結果通知書（写） (3) 施工実績調書（様式3） (4) 主任技術者・監理技術者設置予定届（様式4） (5) 施工実績調書の内容が確認できる書類 (6) 神戸市入札参加資格番号認定通知（写） (7) その他（共同企業体の場合は、様式12、12-1、12-2） ※ 書類の作成に係る費用の負担、申請書類の返還の有無、入札保証金、虚偽記載についての取り消し等

4. 入札参加資格の審査の結果の通知日

通知日	年 月 日（ ）頃
-----	-----------

5. 入札日等

入札日時・場所	年 月 日（ ）○○時・神戸市○○区○○町○○
---------	-------------------------

6. 開札日等

開札日時・場所	年 月 日 () 〇〇時・神戸市〇〇区〇〇町〇〇
---------	---------------------------

7. その他

随意契約の適用	無・有	当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無。
照会先	社会福祉法人〇〇〇〇 電話〇〇〇－〇〇〇〇 担当：〇〇、〇〇	
その他	記載のない事項については、神戸市の入札説明書等に準ずる。	

(様式1)

年 月 日

神戸市長様

社会福祉法人 ○ ○ ○ ○

理事長 ○ ○ ○ ○

○○○○建設事業における入札参加資格の提出について

年度民間社会福祉施設の整備にあたり、理事会において下記のとおり入札参加資格を決定しましたので関係書類を添えてお届けします。

記

1. 入札方法

2. 入札参加資格

- (1) 形態
- (2) 等級
- (3) 建設業の許可
- (4) 市入札参加資格
- (5) 経営事項審査 P点 、Y点 以上
- (6) 施工実績

3. 理事会の議決 年 月 日 第 回理事会にて承認

4. 添付資料

- (ア) 理事会の議事録 (写)
- (イ) 公告事項 (写)
- (ウ) 贈与契約書 (写)
- (エ) 寄附予定者全員の寄附が全額履行されたことを証する書類 (写)

- ☐ 一般競争入札参加資格審査申請書
☐ 公募型指名競争入札参加申請書
☐ 指名競争入札参加申請書

年 月 日

社会福祉法人

様

【申請者】 住所

商号または名称

代表者または受任者名

印

下記工事に係る入札に参加したいので、指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 公告または公表の日付 年 月 日付

2. 工事名

3. 連絡先 所 属

氏 名

電 話

F A X

4. 神戸市一般・指名競争入札参加資格認定通知書（工事請負）のハガキに記載された
業者番号（特定建設工事共同企業体の場合は、構成員の業者番号と出資比率を列記するこ

と）

施 工 実 績 調 書

年 月 日

社会福祉法人

様

住所

商号または名称

代表者または受任者名

次のとおり、公告事項文に明示された工事を施工しておりますので、その内容が確認できる書類とともに届け出ます。

なお、この届出書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

工 事 名		工 事 名	
発 注 者		発 注 者	
工事場所		工事場所	
請負金額		請負金額	
工 期		工 期	
受注形態	単体／共同企業体（出資比率 %）	受注形態	単体／共同企業体（出資比率 %）
施 工 内 容 等		施 工 内 容 等	

添付書類は原則として、CORINS工事カルテの竣工時登録データ一式によること。

CORINS工事カルテだけでは上記工事実績が確認できない場合は、設計図書、工事内訳明細書、位置図、平面図等の写しを追加すること。

CORINS工事カルテがない場合は、契約書の写し及び設計図書、工事内訳明細書、位置図、平面図等の写しによること。

主任技術者・監理技術者設置予定届

年 月 日

社会福祉法人

様

住所

商号または名称

代表者または受任者名

本工事に設置予定の主任技術者または監理技術者として次のとおり届け出ます。

設置予定者		年 月 日 生 年 月 日 入社
現 住 所		
最 終 学 歴		年 月 日 (卒業・中退)
法令等による 資格・免許		年 月 日 取得
監理技術者資格者証	交付番号 () 監理技術者資格者証を有する場合。	
工 事 経 歴		
工 事 名		工 事 名
発 注 者		発 注 者
工事場所		工事場所
請負金額		請負金額
工 期		工 期
受注形態	単体／共同企業体 (出資比率 %)	受注形態
		単体／共同企業体 (出資比率 %)
施 工 内 容 等		施 工 内 容 等
公告事項文に明示された工事を施工しておりますので、契約書の写し、施工内容が記載された設計書等の写し及び施工体制が記載された施工体制台帳等の写しを届け出るとともに、上記のとおり相違ないことを確認します。 年 月 日 主任技術者・監理技術者 氏名		

年 月 日

神戸市長様

社会福祉法人 ○ ○ ○ ○

理事長 ○ ○ ○ ○

○○○○建設事業における工事請負入札参加業者の決定について

年度民間社会福祉施設の整備にあたり、理事会で審査した結果、下記のとおり入札参加業者が決定しました。ついては、入札参加業者への決定通知を行うにあたり関係書類を添えて届け出ます。

記

1. 入札方法 下記の○○社による○○競争入札を実施
2. 入札予定日 年 月 日 ()
3. 工事請負入札参加業者

入札参加者名		所在地	適・不適の別及び不適合の理由
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

4. 設計業者名

名 称	
住 所	

5. 理事会の議決 年 月 日 第 回理事会にて承認
6. 添付資料
 - (ア) 応募にあたっての関係資料 (写)
 - (イ) 理事会の議事録 (写)

(様式6)

年 月 日

神戸市長様

社会福祉法人 ○ ○ ○ ○
理事長 ○ ○ ○ ○

○○○○建設事業における開札結果について

年度民間社会福祉施設の整備にあたり、入札を実施した結果、下記のとおり決定しましたので関係種類を添えて報告いたします。

記

1. 入札方法 下記の○○社による○○競争入札を実施
2. 入札日 年 月 日 () ○○時○○分 ~ ○○時○○分
3. 入札場所
4. 入札予定価格 円
5. 入札状況

入札参加者名		入札価格		
		第1回目	第2回目	第3回目
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				

6. 入札結果及び落札業者名
(株)○○○○ (落札金額 円)

7. 添付資料
(ア) 落札業者の役員名簿(写)
(イ) 理事会の議事録(写)

上記のとおり入札が適正に執行されたことを確認する。

年 月 日

立会員 社会福祉法人○○○○ 理事 ○ ○ ○ ○ 理事 ○ ○ ○ ○
理事 ○ ○ ○ ○ 理事 ○ ○ ○ ○
監事 ○ ○ ○ ○

神戸市 局 事務職員 ○ ○ ○ ○

※ 立会員全員の自筆署名を要す。

年度 民間社会福祉施設整備事業入札結果

揭示開始日： 年 月 日

揭示終了日： 年 月 日 (14日間)

社会福祉法人 ○ ○ ○ ○

理事長 ○ ○ ○ ○

1. 工事名

2. 工事場所

3. 設置主体

(1) 名称

(2) 住所

(3) 連絡先担当

(4) 電話番号 — —

4. 入札日

年 月 日

5. 入札参加者名

- | | |
|---|---|
| ① | ⑥ |
| ② | ⑦ |
| ③ | ⑧ |
| ④ | ⑨ |
| ⑤ | ⑩ |

6. 入札結果及び落札業者名

(1) 落札者

(2) 落札金額 円

(様式8)

年 月 日

神戸市長様

社会福祉法人 ○ ○ ○ ○
理事長 ○ ○ ○ ○

○○○○建設事業における工事請負業者について

年度民間社会福祉施設の整備にあたり、理事会で審査した結果、下記のとおり
工事請負業者が決定しましたので関係種類を添えて報告いたします。

記

1. 決定業者

- (ア) 業者名
- (イ) 代表者
- (ウ) 住 所

2. 添付資料

- (ア) 工事請負業者の概要・役員名簿
- (イ) 契約書(写)
- (ウ) 下請業者名簿(写)
- (エ) 履行保証保険契約書(写)
- (オ) 理事会の議事録(写)

(様式9)

年 月 日

神戸市長様

社会福祉法人 ○ ○ ○ ○

理事長 ○ ○ ○ ○

神戸市民間社会福祉施設整備費等補助事業着工届

年 月 日付第 号で内示のありました 事業を、
年 月 日に着工しましたのでお届けします。

※ 下欄は記入しないで下さい。

検 査 欄	年 月 日
	検査員職氏名
	立会人職氏名

※「神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱」に定める様式第6号を市に提出する場合はこの様式の提出は不要です。

(様式10)

年 月 日

神戸市長様

事業者 社会福祉法人 ○ ○ ○ ○
代表者 理事長 ○ ○ ○ ○

工事完成届

○○○○建設事業について、下記のとおり工事が完成しましたので通知いたします。

記

工事名

工事場所

契約年月日 年 月 日

着手年月日 年 月 日

完成年月日 年 月 日

※「補助事業検査等補助業務実施要領」に定める様式G号を市に提出する場合はこの様式の提出は不要です。

年 月 日

神戸市長様

住所

商号又は名称

代表者職氏名社会福祉法人 ○ ○ ○ ○

工事代金に関する確認書

年度民間社会福祉施設の整備に係る工事については、下記のとおりであることを確認します。

記

1. 補助事業名 年度 ～ 年度 社会福祉施設等施設整備費補助事業
2. 工事名
3. 工事場所
4. 着工年月日 年 月 日
5. 竣工年月日 年 月 日
6. 最終工事費額 円
- (内消費税 円)

特定建設工事共同企業体認定申請書

年 月 日

社会福祉法人

様

共同企業体の名称 _____ 特定建設工事共同企業体

① 共同企業体代表者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

② 共同企業体構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

③ 共同企業体構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

④ 共同企業体構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

今般、連帯責任によって、請負工事の共同施工を行うため、

(商号又は名称)

_____を代表とする_____

特定建設工事共同企業体を結成したので、入札参加の認定を受けたく、申請します。

なお、この申請書のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 社会福祉法人_____の発注に係る_____工事（当該工事の内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負。
- (2) 前号に付帯する事業。

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び存続期限)

第4条 当企業体は、____年 ____月 ____日に成立し、建設工事の請負契約の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(代表者及び構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の代表者及び構成員は、次のとおりとする。

代表者	住 所
	商号又は名称

構成員	住 所
	商号又は名称

構成員	住 所
	商号又は名称

構成員	住 所
	商号又は名称

(代表者の権限)

第6条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限、自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）及び保証金を請求、受領ならびに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第7条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

出資の割合

_____	_____ %
_____	_____ %
_____	_____ %
_____	_____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第8条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第9条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第12条 決算の結果、利益を生じた場合には、第7条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第7条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する処置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第7条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合には、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事期間中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、当該工事に瑕疵があつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外 _____社は、以上のとおり _____ 特定
建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 _____ 通を作成し、各通に構成員
が記名捺印し、1 通は発注者に提出し、他は各自所持するものとする。

年 月 日

_____ 特定建設工事共同企業体

代表者	住 所 商号又は名称 代表者職氏名	印
構成員	住 所 商号又は名称 代表者職氏名	印
構成員	住 所 商号又は名称 代表者職氏名	印
構成員	住 所 商号又は名称 代表者職氏名	印

委 任 状

年 月 日

社会福祉法人

様

共同企業体の名称 _____ 特定建設工事共同企業体

① 共同企業体の構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

② 共同企業体の構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

③ 共同企業体の構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私達は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、次の権限を委任いたします。

委 任 事 項

- 1 見積及び入札に関する件
- 1 契約締結に関する件
- 1 契約金、保証金及び前払金の請求受領に関する件
- 1 その他契約履行に関する一切の件

《受任者》 特定建設工事共同企業体代表者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

使 用 印 鑑 届

次の印鑑を使用いたします。

住所	受任者印	使用印鑑
氏名		

件名：

質 疑 回 答 書

提出日時： 年 月 日

回答日時： 年 月 日

(申請書記載のFAXに送信します。)

番号	図面 番号	仕様書 番 号	質 問	回 答

- (注) ・ この質疑回答は仕様書の追補とみなす。
・ 回答書は優先順位第一位となるため、質問の有無にかかわらず必ず受け取ること。

業者名：